

## 当別町の地域医療 訪問看護ステーションの紹介

### ■ 問合せ

保健福祉課健康推進係 (☎ 23 - 4044)

かかりつけ医とともに、在宅医療を支える人々には、訪問看護ステーションで働く看護師などがいます。自宅で療養する方が住み慣れた地域やご家庭で、その人らしく療養生活を送れるよう、細やかな支援をしてくれます。町内では次の2カ所があります。

### 当別訪問看護ステーション

当別ステーションは平成10年8月に開設し、20年目になりました。母子センターやゆとろ内から場所を移し、平成28年4月から現在の場所へ事務所を移転しています。

当別町全域を対象にサービスを提供し、24時間の対応体制をとっています。赤ちゃんから高齢の方まで、医師が必要と認めた方であれば、病気や障がい問わず利用が可能です。スタッフは保健師・看護師11人、作業療法士1人の計12人がチームで関わり、ケアを行っています。看護師が病院でしているケアのほとんどは、自宅で行うことができます。体調を見る、入浴のお手伝いや清拭(身体をタオル等で拭く)・洗髪、排泄介助等の身体面のケアや、医師の指示のもと採血や点滴等の医療的な処置ができます。作業療法士は体の動きや生

活全般の評価からリハビリメニューを作り、身体機能が維持できるよう運動の手伝いをします。

「明るく、チームワーク良く」をモットーに利用者さんが住みなれた当別でその人らしく生活できるようにお手伝いします。どうぞよろしくお願ひします。

【所長 矢野清美】

#### 【機関情報】

**住所** 当別町錦町55番地9 (JRドーミー当別1階)

**電話** 25 - 2150

**開設日・時間** 月～金曜日 8時45分～17時15分  
※休日は土・日曜日、祝日、年末年始(12月31日～1月5日)

※上記に限らず、特段の事情がある場合は訪問看護を提供します。



### 勤医協訪問看護ステーションとうべつ

ケアマネジャー、ヘルパーと一緒にアットホームな雰囲気働いています。訪問看護は、病気をかかえて支援が必要な方へ、契約により訪問支援をしています。24時間365日の対応もしています。

#### 【サービス内容】

- ・症状や体調の観察、血圧などのチェック、正しく薬が飲めるような支援
- ・異常の早期発見



- ・医療機器の管理：人工呼吸器、在宅酸素など
- ・医師の指示による医療措置：尿カテーテルなどの管理、点滴など
- ・在宅療養のお世話、入浴介助、排せつ介助、食事内容のアドバイスなど
- ・がんの末期や終末期を自宅で過ごせるような支援
- ・ご家族への介護支援や相談など

【所長 加我雅子】

#### 【機関情報】

**住所** 当別町末広118番地52 (勤医協当別診療所内)

**電話** 23 - 0453

**開設日・時間** 月～金曜日 (祝日も開設) 9時～17時  
※休日は土・日曜日、年末年始(12月30日～1月3日)  
※ご相談がありましたら、どうぞご連絡ください。

当別町の地域医療のあり方検討会議において示された報告には、「町民が安心して最期まで暮らせる町の実現のためには、自宅や町内の施設で療養生活を支援する体制の充実が望まれる」とされています。

訪問看護は、自宅での療養生活を支援するサービスの一つで、病気やけがにより自宅で継続して療養を受けなければならない場合、自宅に看護師

等が訪問し、療養上の世話または必要な診療の補助を行います。サービスの利用者は、年齢や介護の状態によって、医療保険または介護保険の適用となります。

訪問看護を利用するためには、次の流れがあります。利用を検討する場合は、該当する各相談先へお問い合わせください。

## 訪問看護 利用までの流れ



### 訪問看護の利用を検討する際の相談先

入院、通院されている人

→医療機関（診療所窓口、病院医療相談室など）へ

介護保険を利用している人

→担当のケアマネジャー、当別町地域包括支援センターへ

その他

→訪問看護ステーション、当別町地域包括支援センター（ゆとろ内・☎25-5152）へ

### ■医療保険利用

40歳未満

・難病、がん、小児疾患など、医師が必要と認めた人

40歳以上 65歳未満

・介護保険の特定疾病に該当しない人で、難病、がん（末期を除く）など医師が必要と認めた人

65歳以上

・介護保険の要介護・要支援認定を受けていない人で、訪問看護が必要な人

### ■介護保険利用

要支援 1、2

・介護予防サービスで訪問看護を受ける  
→包括支援センター等による  
介護予防プラン作成

要介護 1～5

・居宅サービスで訪問看護を受ける  
→ケアマネジャーによるケアプラン作成

※要介護・要支援認定を受けていても医療保険が適用される場合があります。（がん末期、難病、病状急性増悪期、退院直後など）

かかりつけ医から「訪問看護指示書」の交付を受ける

訪問看護ステーション等から説明を受けて契約する

訪問看護計画書に基づき、訪問看護を開始する

